

新むつ小川原開発基本計画素案に係る環境影響評価準備書に対する知事意見

- 1 本環境影響評価で取りまとめられた環境保全措置、環境配慮指針及び将来判明すべき環境の状況の把握のための措置については、新むつ小川原開発基本計画に適切に反映され、また、個別事業の具体化の際には、環境配慮指針実施計画に基づき、着実に実施されるよう十分配慮すること。
- 2 居住地から各地区への通勤ルートについては、基本的に幹線道路を利用して最短ルートで通勤するものとして設定し、また、業務及び私用交通量については、「平成11年道路交通センサス」の南部地方生活圏における目的別発着交通量の割合で各予測地点の交通量の増加を想定しているが、現在、下北半島縦貫道路の一部は供用されており、さらに、将来、部分的に供用が開始されることも想定されることから、当該道路の利用を考慮した交通量の想定を行った上で、自動車排出ガスによる大気汚染、交通騒音、交通振動について予測及び評価を行うこと。
- 3 自動車排出ガスによる影響については、現況との比較により予測及び評価を行っているが、自動車排出ガスの規制強化により、自動車1台当たりから排出される大気汚染物質量は、将来的には減少していくと考えられるため、新計画素案が実施されなかった場合の将来予測値と、新計画が実施された場合のA案及びB案の予測値と比較検討を行うこと。
- 4 水質の予測地点として二又川も選定し、その予測の指標をBODではなくCOD負荷量とした理由が明らかでないことから、環境影響評価書において詳細に記述すること。  
また、二又川の水質について、既存資料や現地の調査結果の記述がなされていない理由について、環境影響評価書において詳細に記述すること。
- 5 湖沼の水質に対する影響をCOD負荷量により予測、評価した理由の記述が不足していることから、環境影響評価書において詳細に記述すること。

- 6 湖沼の水質保全については、流入する事業場排水等の窒素及び燐の削減が重要と考えられることから、窒素及び燐に関する対策について検討を行い、その結果を環境影響評価書の環境配慮指針に記述すること。
- 7 温排水の拡散範囲については既存事例をとりまとめた資料の引用により予測を行っているが、プルームとなったときの拡散範囲は海域の潮流等の状況により大きく変化することから、安全側の予測となっているかについて、環境影響評価書に記述すること。
- 8 水需要増加に対する環境保全対策の検討が十分でないと考えられることから、新たな水資源の確保等の具体的な対応について検討を行い、その結果を環境影響評価書に詳細に記述すること。
- 9 本環境影響評価準備書における動物の調査結果は、鳥類、トンボ類を除き、調査結果の記述が大きく不足しているが、この理由についての記述も不足していることから、環境影響評価書において十分な説明を記述すること。
- 10 現地調査において確認したとしている植物種の中には、生育が疑問視される種が少なくないことから、専門家に確認するなどにより、環境影響評価書に適切に記述すること。